

○ 母子健康手帳と一緒にお渡ししたすくすく手帳「妊婦一般健康診査受診票」 は、原則、徳島県内の委託医療機関のみで使用できるものです。

ただし、やむを得ない事情により県外の医療機関で妊婦健診を受診される場合、健診費用を請求に基づき払い戻しします。

払い戻しを希望される方は、必要書類を添えて請求してください。

払い戻し金額は、東みよし町の定める妊婦一般健康診査基準単価合計額を 上限とします。

補助対象となる健診回数は、県内での健診と合わせて14回までです。

○ 受診後、速やかに請求手続きをしてください。数回分をまとめて請求されても差し支えありませんが、年度末(3月末までの受診分)については、4月10日までに請求してください。

## 請求に必要なもの

- 1. 妊婦一般健康診査請求書(手続き来庁時にお渡ししたり、ホームページ よりダウンロードすることもできます)
- 2. 印鑑
- 3. 領収書と診療情報明細書(血液検査など詳細がわかるもの)
- 4. 振込先口座が確認できるもの
- 5. 母子健康手帳
- 6. 東みよし町すくすく手帳にある妊婦一般健康診査受診票【受診回数分】

## 請求及び相談窓口

東みよし町健康づくり課 ☎82-6323 東みよし町子育て世代包括支援センター「くるみ」 ☎87-9633